

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第26号

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(勤務時間の特例)

第3条の2 勤務の特殊性その他特別の事由により前条の規定により難い職員の勤務時間は、休憩時間及び睡眠時間を除き1年を超えない期間を平均した1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内とする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)